

- Geneva: Sphere Project. <http://www.sphereproject.org/handbook/index.htm>
6. UNICEF (2005). *Ethical Guidelines for Journalists: Principles for Ethical Reporting on Children.* [http://www.unicef.org/ceecis/media\\_1482.html](http://www.unicef.org/ceecis/media_1482.html)
7. UNICEF (2005). *The Media and Children's Rights (Second Edition).* New York: UNICEF. [http://www.unicef.org/ceecis/The\\_Media\\_and\\_Children\\_Rights\\_2005.pdf](http://www.unicef.org/ceecis/The_Media_and_Children_Rights_2005.pdf)

#### プロセス指標の一例

- ・非常事態・救援活動・法的権利に関する主な情報が影響を受けた集団に届いているかどうかを特定すべく、事前評価を実施すること。
- ・主要情報に不足がある場合には、対象集団内の各種小グループが容易に入手し理解できるような形で、適切な情報を発信すること。

#### 例: 2001年、インド、グジャラート地震

- ・国内外のNGOが、地域の社会貢献グループとともに、Know your entitlements (権利を知ろう) キャンペーンを組織した。両者は、あらゆる政府命令を編集し、法律用語を分かりやすく説明し、その資料を簡単な現地語の情報シートに訳し変えた。情報シートには、主な権利に関する質問と回答、およびそれらの申請方法に関する指示が掲載された。
- ・被害者の権利を伝える路上芝居が地域社会のボランティアによって上演された。各芝居の後、申請用紙が配布され、申請者には、権利取得までの全申請プロセスにわたってボランティアから支援が行われた。
- ・被害者が不満を公に表明できるようにすべく、また、各自の権利について被害者を教育すべく、法廷が組織された。

## アクションシート 8.2

積極的対処方法に関する情報の入手機会を提供する。

活動領域：情報の発信

段階：最低限対応

### 背景

非常事態時には、多くの人びとが心理的苦痛（例えば、悲嘆・悲しみ・不安・怒りの強い感情など）を体験する。大抵の場合には、とりわけ、有用なストレス対処法 – 積極的対処手法 – を用いた場合、また、家族や地域社会から支援を受けた場合には、徐々に気分が治り始めるという影響を受けた者がほとんどである。対処手段として有用なのは、非常事態・救援活動・法的権利（アクションシート8.1を参照）や積極的対処手法に関する適切な情報の入手機会を得ることである。

文化的に適切な教育情報を入手できるようにすることも、積極的対処を促進する有益な手段となり得る。こうした情報の目的は、ほとんどの人びとが極度のストレス要因に対処したり、効果的に自己や他人の心理社会的ニーズに応じたりできるような共通の手段に関し、個人、家族、地域社会の理解能力を高めることにある。印刷資料やラジオを通じて積極的対処手法に関する情報を発信することは、最も頻繁に用いられる緊急介入の一つであり、影響を受けた集団の大部分への普及を見込める。

### 主な行動

1. 積極的対処手法に関する情報で、災害の影響を受けた者らの間ですでに入手可能となっているものを割り出す。

- あらゆる関連組織と連携のうえ、(a) 積極的対処手法に関する文化的に適切な情報がすでに出回っているかどうか、(b) その情報が対象集団にどの程度認識されているかを判定する。下記の主な行動2では、入手可能な情報が適切なものであるかどうかを判定する方法について、指針を述べる。

2. その時点で積極的対処手法に関して入手可能な情報がない場合には、災害の影響を受けた集団の間で利用できるよう、文化的に適切な積極的対処手法に関する情報を作成する。

- 他の組織と連携・調整を取って、積極的対処手法に関する情報の作成を計画する。連絡事項が簡単かつ混乱を招かない一貫性ある内容となっているか確認する。可能な限り、情報の内容に関して関係機関間の見解統一を達成し、作業（発信など）の分担方法を合意する。
- 適切な資料作成には、重度のストレス要因に対して予想される個人・地域社会の反応（性的暴力など）の種類を特定し、文化別の対処方法（例えば、困難な時期に際しての祈りや儀式など）を認識することが重要である。事前評価の重複を避けるため、既存の事前評価による結果をレビューする（アクションシート2.1、5.2、5.3、6.4を参照）。知識不足の項目は、地域の文化に精通している者（地域の人類学者など）に面接したり、フォーカス・グループ法を実施したりすることによって、補うことができる。フォーカス・グループへの参加者を選定する際には、地域社会内の各種年齢・性別グループが適切に代表されているかを確認する。様々な考え方を聞き取れるようにするには、大抵の場合、男女個別のグループが必要となる。

• 下記のような、文化の別にかかわらず有用となりやすい積極的対処手法を認識することが重要である。

- ソーシャルサポートを求める。
- 一日にスケジュールを持たせる。
- リラクゼーション手法
- レクリエーション活動
- 日常活動をコントロールすべく、不安に感じている状況に対し（おそらくは、信頼のあ

る仲間とともに) 緩やかに向き合っていく。

- ・従事者は、他の組織により作成されたセルフケア情報や、良好に対処している地域社会構成員とのフォーカス・グループ・ディスカッションを通じて得られたセルフケア情報について事例をレビューして、有用な対処手法に精通しておくこと。場合によっては、他助の方法に関する連絡事項を発することが有効となる場合もあり得る。これは、影響を受けた集団による他人へのケアが促されて、ひいては自己へのケアも間接的に促されるようになるからである。
- ・以下の表は、積極的対処手法に関する一般向けの情報を作成するうえで、「すべきこと」、「すべきでないこと」に関する具体的な指針を示したものである。

すべきこと	すべきでないこと
簡単かつ直接的な言語を用いる。地域の背景事情に適った、現地の12歳児でも理解可能な形によってコンセプトが述べられるよう、必要となる時間とエネルギーを費やす。その方が分かりやすい場合には口語表現を用いる(例えば「対処」などの言葉に当たる現地の用語を用いるなど)。	複雑または専門的な用語(例えば、心理学的/精神医学的用語など)を用いない。
地域社会によって特定された優先事項に重点を置いて、メッセージを端的、集中的、具体的な内容にする。	混乱や困惑を招きかねないので、一度に多くのメッセージを入れ過ぎない。
ストレス性の高いイベント後には苦痛を体験することが一般的であり、災害の影響を受けた者は自身の感情、行動、思考の変化に気付く場合があるということを指摘する。それが異常事態に対する通常かつ当然の反応であることを強調する。	一般集団向けの資料(すなわち、臨床現場外で使用する資料)内に精神医学で用いる症状の長いマトリックスを掲載しない。*
積極的対処手法、解決策中心のアプローチ、前向きな回復への期待を強調し、有害な対処法(アルコールの大量使用)を警告する。地域社会・家族・個人の各対処手法の導入を図る。	一般集団向けの資料において心理的脆弱性を強調しない。*
おそらくほとんどの人が今後数週間から數ヶ月間で体調が良くなるということを述べる。苦痛が数週間にわたり減少しない場合、あるいは苦痛が悪化した場合には、利用可能な地域社会支援による救援、または専門家の救援を求める必要がある(ただし、その救援が利用可能である場合に限り、この助言を取り入れること)。それらのサービスの入手方法・場所に関する情報を提供する。	綿密な回復の時間枠を指定(例えば「あなたは3週間以内に体調が良くなる」など)せず、また、利用できない場合には専門家の救援を求めるよう提案しない。
作成した資料の見直しを地域社会の人びとに依頼する。翻訳版資料の正確性を確保する。	一般に書き言葉で用いられていない言葉に資料を直訳しない。文書以外の形態(絵画、線画、歌、踊りなど)を求めたり、各家庭の1名以上が理解できる国内の書き言葉に資料を翻訳したりした方がよい場合がある。

\* この「すべきでないこと」は、臨床現場外で一般集団に向けられた自助資料に対し適用される。診断可能な精神障害を抱えている者への臨床ケア現場向けに作成された資料における症例の掲載や説明は、適切かつ治療の一環となることがしばしばである。

### 3. 適宜、対象集団内の小グループの特定ニーズに対処できるよう情報を適合させる。

- ・対象集団内の各種小グループには、一般集団のものとは異なった特定の対処方法が存在していることもある。適宜、小グループ（例えば、男性、女性、（その他）のリスク状態にある個々の集団など：第1章を参照）への積極的対処メカニズムに関して、個別の情報を作成する。「子どもの対処」および「十代の対処」に別途重点を置くことを検討する。後者においては、飲酒や薬物摂取などの短期的な対処手法によって長期的な有害性が引き起こされてしまう可能性が高いことを指摘する。

### 4. 情報の効果的な発信方法を構築、実施する。

- ・印刷資料（小冊子、ポスター）が最も一般的な情報発信方法ではあるが、ラジオ、テレビ、スケッチ/絵画、歌、芝居、路上の演劇といった他の手段についても、効果が高まる場合がある。地域社会および宗教指導者とともに、文書以外の情報配信方法を模索する。最適な配信形態は、標的となる集団、識字率および文化的背景によって決まる。例えば、文書以外の資料（よく知られたキャラクターを描いた漫画本、ドラマなど）は、子どもへの通信に際して効果が高まる可能性がある。一貫性のある連絡事項を伝える発信手法の組み合わせを用いることで、一般集団内への普及を最大限に高めることができる。
- ・教会・モスク・学校・診療所といった地域社会施設内や、キャンプの告知板に、文書資料コピーの配置許可を求める。各人が適切なプライバシーを保ったまま手に取ることができると有効である。
- ・一部のNGOにおいては、配布用にプリントを単に置いておくだけではそれらは読まれない場合が多いので、プリント/小冊子を渡す際に相手に話しかける方がより効果的であるということが判明している。
- ・可能であれば、文書資料のコピーをインターネット上で入手できるようにする。被災者の多くがウェブへのアクセス環境がない一方で、こうした方法による資料の発信は組織間での資料の共有を可能にし、ひいては配布を高める結果となり得る（アクションシート8.1を参照）。

#### 主な参考資料

1. American Red Cross (2004). *From Crisis to Recovery, the Road to Resiliency: A Small Pocket Manual*. American Red Cross Psychosocial Group, New Delhi.  
[http://www.who.int/mental\\_health/emergencies/mh\\_key\\_res/en/index.html](http://www.who.int/mental_health/emergencies/mh_key_res/en/index.html)
2. International Catholic Migration Commission (ICMC) (2005). *Setelah Musibah (After Disaster)*. ICMC, Indonesia. [http://www.who.int/mental\\_health/emergencies/mh\\_key\\_res/en/index.html](http://www.who.int/mental_health/emergencies/mh_key_res/en/index.html)
3. World Health Organization (2005). *Some Strategies to Help Families Cope with Stress*. WHO, Pakistan. [http://www.who.int/mental\\_health/emergencies/mh\\_key\\_res/en/index.html](http://www.who.int/mental_health/emergencies/mh_key_res/en/index.html)

#### プロセス指標の一例

- ・発信するセルフケア情報は、積極的対処法に重点を置くこと。
- ・対象集団のうち発信情報の入手機会を有する者の割合を推定すること。
- ・発信する情報は、文化的に適切で集団の大半にとって理解可能な内容にすること。

#### 例: 2005年、インドネシア、アチェ

- ・国際NGOからの国内スタッフは、セルフケアの既存資料をレビューした後、各集団の体験内容（一般的な反応）およびストレスの対処に利用されている活動を特定するためのフォーカス・グループを実施するために研修を受けた。
- ・芸術家を雇って現地衣装をまとったアチェの人びとを描写した絵を描かせ、地域社会により特定されたコンセプトを表現させた。もう一式の絵では、深呼吸のリラクゼーション技

法が図示された。

- ・この冊子は、地域集会において（例えば、モスクでの夕べの祈りの後など）説明・配布された。冊子は他の組織にも配布され、それにより、他機関の介入プログラムを通じても配布されることになった。
- ・心理社会分野の連携・調整グループを通じて、諸機関は、津波に被災した地域社会・地元市民社会の懸念事項を代弁する情報を盛り込んだニュースレターの作成を共同で継続した。適切なニュースレターの作成を継続するため、現地のNGOに対し資金提供および指導が行われた。

### アクションシート 9.1

社会的・心理学的な個々の配慮(文化的な習わしや家事役割を考慮し全ての人の尊厳を保つた安全な支援)を食糧・栄養支援の提供に取り入れる。

活動領域: 食糧安全保障および栄養

段階: 最低限対応

#### 背景

多くの非常事態では、飢餓や食糧不足は深刻なストレスの原因となり、影響を受けた集団の心理社会的健康を害する。逆に、非常事態の心理社会的影響は食糧安全保障と栄養状態を損なう。心理社会的健康と食糧/栄養保障 (以下の表を参照) との相互関係についての理解を深めることにより、人道活動者は人間の尊厳を支援しつつ、しかも食糧・栄養支援プログラムの質と実効性を高めることが可能となる。この相互関係を無視した場合に有害性が生じ、その結果、こうしたプログラムは、例えば、食糧を受け取るために人びとに長時間、列をなすことを強いたり、その人びとを人間ではなく物として扱ったり、食糧配給所周辺で暴力行為が発生する状況を引き起こしたりするようなプログラムになる。

表：食糧援助に関する社会的・心理学的な要因

食糧援助に関する要因	影響の種類と例
食糧安全保障と栄養状態に関する一般的な社会要因（既存要因を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の集団の社会的無視。乏しい資源のアクセスの減少。</li> <li>社会文化的な食生活と栄養摂取（食生活での信条と習わしのこと。つまり何を食べるのか、どのように食物を栽培し、収穫し、流通させ、調理し、提供し、食べるのか、文化的な禁忌とは何か）</li> </ul>
食糧安全保障と栄養状態に影響を及ぼす、非常事態に関する社会的・心理学的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別、家事労働、家族内での役割の崩壊（例：稼ぎ手の死）</li> <li>公的/非公的のリーダーシップの不在や崩壊（例：援助体制を組織できる地域社会リーダーの死）</li> <li>リスク状態にある人びとを援助する非公式の社会的ネットワーク（例：寝たきりの病人を世話するボランティアの存在）の崩壊</li> <li>安全性の欠如（例：薪集めの女性への暴行）</li> <li>扶養家族への個人的な食糧供給能力の低下（例：深刻なうつ病による）</li> <li>食料の入手を困難とさせるような深刻な見当識障害に個人がかかる（例：深刻な精神障害や神経疾患による）</li> <li>個人や集団が食糧を入手するのを妨げる恐れ（例：非常事態に関連した誤報、政治上の迫害、超自然的な信仰による）</li> <li>食欲喪失（例：家族の死に伴う深い悲しみ）</li> </ul>
飢餓や食糧不足が精神保健・心理社会的健康に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に幼児における重度の精神障害や認知障害（例：慢性的な栄養不足、社会的・情緒的刺激の欠如による）</li> <li>有害な対処方法（例：重要な財産の売却、食糧を得るために売春、子供の退学、家族内で弱い立場にある子供などの遺棄）</li> <li>法と秩序の崩壊（例：資源を巡る紛争）</li> <li>将来への希望や展望の喪失（例：武力紛争状態の長期化）</li> <li>無力感と諦念（例：生活基盤の喪失後）</li> <li>攻撃的な行動（例：食糧配給の権利または食糧配給の不公正さが認知された状態にある時）</li> </ul>

Sphereハンドブックには、非常事態における食糧安全保障、栄養および食糧援助に関する包括的な基準の概要が述べられている。以下に説明する主な行動は、当該基準に向けた取組みに関連する社会的・心理学的配慮に関する指針となるものである。

### 主な行動

#### 1. 食糧安全保障、栄養および食糧援助に関連する心理社会的要因を事前評価する。

- 食糧と栄養、および精神保健・心理社会的支援に関する入手可能な事前評価データをレビューする（アクションシート2.1を参照）。必要に応じて、食糧と栄養支援に関連する主な社会的・心理学的要因に関してさらなる事前評価に着手する（上記の表を参照）。
- 食糧と栄養に関する事前評価レポートは関連する連携・調整グループ（アクションシート1.1および2.1を参照）と共有し、以下の点を示す必要がある。
  - 食糧不足・栄養不良による精神保健・心理社会的健康に対する、または逆に後者による前者に対する影響の及ぼし方とその影響度（リスク状態にある集団に関するSphere一般栄養支援基準2、および食糧安全保障と栄養に関するSphere事前評価分析1～2を参照）
  - 食糧援助と栄養学的介入の計画立案、実施およびフォローアップにおいて配慮すべき心理学的・社会文化的要因

#### 2. 食糧援助の計画立案、提供およびフォローアップへの参加を最大限に高める。

- 事前評価、計画立案、提供およびフォローアップ期間中は、対象となる地域社会からの意義のある幅広い参加を可能とする（アクションシート5.1を参照）。
- リスク状態にある、過少評価されて目立たない集団の参加を最大限に高める（第1章を参照）。
- 食糧援助のすべての段階において女性の参加を優先する。大部分の社会では、女性が家族の食糧を管理する立場にあり、食糧援助が望まない結果をもたらすことなく、確実にすべての対象者に行き渡るようにする積極的な役割を担う。
- 在宅介護を提供するボランティアを介して食糧配給を分配するなどによって、非公式の社会的保護ネットワークの構築や再構築を行えるように食糧支援の使用について検討する（行動計画3.2も参照）。

#### 3. 食糧援助の実施において治安と保護を最大限に高める。

- 食糧が政治目的に悪用されたり、食糧分配が特定の人びとの疎外や紛争の悪化に利用されたりするリスクに特に注意を払う。
- 緊張を生み、時には暴力行為や暴動を引き起こす恐れがあるため、貧弱な計画立案、不十分な登録手続、不完全な情報共有を回避する。
- 可能な限りあらゆる対策を講じて、食糧援助の悪用を防止し、支援者や同様の立場にいる者による、食料を利用した売春行為を含む虐待を防止する（アクションシート4.2およびIASC Guidelines on Gender-Based Violence Interventions in Humanitarian Settingsのアクションシート6.1を参照）。

#### 4. 主要な利害関係者のアイデンティティ、人格、尊厳を保護するように文化的に適切な方法で食糧援助を実施する。

- 食料品や調理法に関連する宗教的・文化的習わしを尊重する。ただし、それらの習わしは人権を尊重し、人間としてのアイデンティティ、人格および尊厳の回復に寄与する場合に限る。
- 差別を回避するとともに、現地の文化的規範や伝統が女性などの特定の集団を差別している場合があることを認識する。食糧援助計画立案者は、差別を特定し、確実に食糧援助がすべての対象者に行き渡るようにする責任を負う。

- ・特別な文化的意味をもつ香辛料や調理器具を含め、適切で、受け入れ可能な食糧を提供する (Sphere食糧援助計画基準1～2も参照)。
- ・適切な方法で重要な情報を共有する (アクションシート8.1を参照)。食料品がその提供を受ける者にとって馴染みのないものである場合には、正しい調理法についても説明する。

## 5. 保健医療施設を始め、紹介に必要なその他の支援組織と協調する。

- ・社会的または心理的支援を緊急に必要とする個人や集団を特定するための可能な突破口として食糧・栄養プログラムを使用する。
- ・食糧危機において幼児への刺激を促すための具体的な指針については、主な参考資料にあるWHO (2006) 基準を参照する。
- ・食糧援助・栄養プログラム活動家が極度の社会的または心理的苦痛にある人びとをどこに、どのような方法で紹介するのかを知っているか確認する。
- ・微量栄養素欠乏が子供の認知的発達を阻害し、胎児の発育に悪影響をもたらすことを影響を受けた集団と食糧援助活動家に対して認識させる。
- ・食糧援助活動家や栄養計画立案者に、深刻な栄養不良がもたらす医学的な影響について理解させる。
- ・健康上のリスクを特定し、中程度の、または極度の栄養不良のリスク状態にある人びとを特別な施設に紹介する (状態に応じて栄養補給センターか栄養治療センターに紹介する。これについては、Sphere栄養不良基準1～3の修正、およびアクションシート5.4も参照)。
- ・微量栄養素欠乏の予防については、妊婦や授乳中の女性に特に注意を向ける。
- ・子供の栄養不良のリスクを解消するため、学校給食プログラムを導入することが可能かどうか、その妥当性を探る (アクションシート7.1を参照)。

## 6. 地域社会で長期食糧安全保障計画に関する議論を活発化させる。

食糧援助が食糧と栄養の保障を促進する唯一の方法であるため、次のような代替案も検討する。

- ・直接現金移転 (direct cash transfer)、キャッシュ・フォー・ワーク (cash-for-work)、および所得向上活動 (income-generating activity)
- ・無力感と諦念を乗り越え、地域社会が社会経済的な再生努力に取り組む、地域社会主導型の食糧・生活保障プログラム

### 主な参考資料

1. Active Learning Network for Accountability and Performance in Humanitarian Action (ALNAP) (2003). 'Participation and food security'. In: *Participation by Crisis-Affected Populations in Humanitarian Action: A Handbook for Practitioners*, pp.231-275.  
<http://www.alnap.org/publications/protection/index.htm>
2. Engle P. (1999). 'The Role of Caring Practices and Resources for Care in Child Survival, Growth, and Development: South and Southeast Asia'. In: *Asian Development Review*, vol. 17 nos. 1, 2, pp.132-167. <http://www.adb.org/Documents/Periodicals/ADR/pdf/ADR-Vol17-Engle.pdf>
3. IASC (2005). *Guidelines on Gender-Based Violence Interventions in Humanitarian Settings*. Action Sheet 6.1: Implement safe food security and nutrition programmes, pp.50-52. Geneva: IASC.  
[http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf\\_gender/gbv.asp](http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf_gender/gbv.asp)
4. Sphere Project (2004). *Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response*. Minimum Standards in Food Security, Nutrition and Food Aid, pp.103-203. Geneva: Sphere Project.  
<http://www.spheredproject.org/handbook/index.htm>
5. WHO (2006). *Mental Health And Psychosocial Well-Being Among Children In Severe Food Shortage Situations*. Geneva: WHO. [http://www.who.int/nmh/publications/msd\\_MHChildFSS9.pdf](http://www.who.int/nmh/publications/msd_MHChildFSS9.pdf)

### プロセス指標の一例

- ・食糧援助・栄養事前評価とプログラム計画立案の取組みには、社会的・心理的側面を含め

ること。

- ・食糧援助と栄養に関する安全保障問題を報告し、それに取り組むための有効な仕組みを設けること。
- ・食糧援助調整者は、心理社会分野の連携・調整の仕組みと連携し、関連情報をその分野に伝える積極的な役割を果たすこと。

**例: アフガニスタン(2002年)**

- ・国際NGOが食糧援助を1万人の戦争寡婦に対して行った。それらの寡婦の中には、うつ病などの深刻な精神的な問題を抱え、唯一の稼ぎ手としての役割を果たすことができない者もいた。
- ・そのNGOは、カウンセリングを専門とする別の機関と連携し、重度の精神障害をもった女性たちには紹介をして支援するとともに、女性たちを引き続き食糧援助プログラムの対象とした。
- ・影響を受けた集団の代表者は食糧配給の計画立案とモニタリングに参加し、調整を支援し現地の人びとの尊厳とアイデンティティを向上させた。

## アクションシート 10.1

連携・調整の取れた形で、社会的な個々の配慮(安全で尊厳を伴った文化的・社会的に適切な支援)を配置計画および避難所提供に取り入れる。

活動領域： 避難所・配置計画

段階： 最低限対応

### 背景

非常事態における安全かつ適切な避難所を備えておくことで生命は救われ、罹病率は減少し、人びとは過剰な苦痛に晒されることなく、尊厳を保って生活することができる。避難所および配置計画に関する決定に非常事態の影響を受けた集団が参画することにより、多くのキャンプや避難所地域に見られる無力感を軽減させ、人びとの健康を増進させ(アクションシート5.1を参照)、家族が全員、文化的に適切な避難所の利用可能性を得られるようになる。緊急および仮の避難所の計画や設計に女性が携わることは、性差によるニーズ、プライバシー、保護に十分留意するために不可欠である。難民の参画もまた自立を促し、地域社会の精神を築き、施設やインフラの現地での運営を促す。

非常事態においては、避難所やキャンプの幅広い選択肢が検討されるべきである。定住地外キャンプも含め、用地の場所や配置についての最初の決定は、人道支援の実施と保護に長期的影響を与える。多くの場合、キャンプや収容所が唯一の選択肢だが、難民は、特定の状況下では、避難所とソーシャルサポートを提供する地元家族宅に宿泊する場合もある。これは受け入れ側の家族へのサービスが強化されるのであれば、有用な選択肢といえる。

用地および避難所の構成は健康に重大な影響を及ぼし、キャンプおよび他の場所で一般的に見られる過密状態やプライバシーの欠如で健康が損なわれてしまう。自らの家族や地域社会の集団から隔離され、見知らぬ人びと、言葉が通じない人びと、恐怖心や疑念を抱かせる人びとに囲まれて生活することを強いられると、精神保健的・心理社会的问题が発生する場合がある。また、自分の避難所を建てたり、借りたり、確保したりすることのできない高齢者や独身女性、障害者、子供が世帯主である一家といった人びともリスクにさらされる。空間や水など、乏しい資源をめぐっての難民間や難民と受け入れ地域社会との対立は深刻な問題に発展する可能性もあり、配置計画の段階でそういったリスクの可能性を最小限に抑えなければならない。

Sphereハンドブックは非常事態における避難所や居住区の重要な指針、および全体的基準の要点を示すものである。以下に記す主な行動は、当該基準に取り組む際、関連する社会的考慮についての指針となる。

### 主な行動

1. 事前評価、計画、実施にあたっては、女性やリスク状態の集団が携わる参加型アプローチを使用する。

- ・社会的リスクにある者(第1章を参照)を含め、幅広い影響を受けた者が参加する事前評価(アクションシート2.1を参照)を実施する。
- ・避難所の文化的要件、どこで料理をするのか、室内ならば換気はどのように行われるのか、プライバシー問題や隣人との距離、動きが制限された者によるトイレの利用可能性、収入活動が室内で行われる場合にはどの程度の明かりが必要か等、中核的問題についての初期事前評価に注力する。
- ・地域社会の全員にとって最適な避難所問題の解決策を特定し、住民の苦痛や憂慮の可能性を軽減する。
- ・自分で避難所を作ることが出来ない人びとへの支援を組織する。

2. 安全を守り、定住者との対立を最小限に抑える用地を選ぶ。

- ・地元政府や近隣コミュニティと協議し、選ばれた土地がすでに地域社会によって牧草地や作物生産に使われていないか、他の土地保有問題がないかを把握する。
- ・用地の特定および選定プロセスにあたっては、地域の天然資源基盤の分析を行う環境調査を実施し、適切な環境管理の指導が行われるようにする。これを怠ると、環境破壊につながり、飲食や料理に使われる天然資源の欠如から派生する苦痛にもつながる場合がある。調査はまた、これらの資源の定住者による利用可能性がリスクにさらされていないことを保証することにもつながる。
- ・料理や暖房のための安全ですぐに使える現地資源（薪など）の利用可能性や、トイレの場所など、プライバシーとセキュリティについては特に女性と協議する（指針についてはIASC Guidelines for Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Settingsを参照）。集中型の調理施設が置かれる場合、避難所の近くに配置されるべきである。
- ・安全ですぐに使える共同サービス（医療施設、食糧配給所、給水所、市場、学校、礼拝所、コミュニティセンター、燃料源、遊び場、固体廃棄物処理所等）への利用可能性が得られる用地を選定し、設計する。

### **3. 用地の設計と実施には安全な共同スペースを含める。**

心理的安心を与え、社会的、文化的、宗教的、教育的活動や、情報の普及（アクションシート8.1を参照）を可能にする、安全な共同スペースを構築する（アクションシート 5.1および3.2を参照）。これらの安全なスペースは、子どもが集まって遊べるような、子どもに配慮されたスペースも含めるべきである（アクションシート 5.4および7.1を参照）。

### **4. 文書化と登録の効果的なシステムを開発し、利用する。**

関係活動者全員が、用地の計画者が配置や避難所計画の設計に役立てつつもデータの機密性を保持できるような、共通の登録および個別の文書化システムに合意すべきである。文書化システムは年齢別・男女別データも提供できるようにすべきである。

### **5. 非差別的に避難所の配賦と土地の配分を行う。**

- ・影響を受けた集団の多様性を把握調査し（年齢層、性別、民族等）、各集団のニーズに適宜対応できるようにする。
- ・避難所の配賦と土地の配分が非差別的に全家族、全世帯に行われ、民族や性別、言語、宗教、政治その他主義、国籍または社会的起源、財産、生まれ、その他の身分に基づいて優遇されることがないようにする。

### **6. プライバシー、移動を容易にしソーシャルサポートを最大限に確保する。**

- ・プライバシーを最大限に確保し、可視性と移動容易性を促進させる家族規模の避難所に注力する。大型の緊急避難所が用いられる場合は、プライバシーを高め、騒音を減少させるパーティションを活用する。
- ・グループ避難所内や家族住居周辺を人びとが移動する際、他者のプライバシーを侵害したり、著しい混乱を生じさせたりすることなく容易に移動できるようにする。
- ・可能な限り、自分の家族や村、宗教または民族集団と一緒にいたいと願う人びとを引き離すことは避ける。
- ・再会した家族は一緒に住めるようにする。
- ・精神的障害または身体障害のために一人で暮らしている、孤立した脆弱な個人のための避難所提供を促進する。

### **7. 避難所や用地の手配にあたって柔軟性と保護のバランスを取る。**

- ・キャンプは一定の状況下では必要であることを理解する。しかし、難民は多くの場合、自分たちが間に合わせで作った住居で家族と共に暮らす方を好み、時にはホテルや学校、そ

の他利用可能な共同建築を選ぶ場合もある。

- ・可能な範囲で、人びとが自分の避難所、隣人、生活圏を選べるようにする。これにより、人びとは自分の目的、文化、価値に従って生活し、コントロール感や生活の機会を回復することができ、心理社会的健康をサポートすることにつながる。
- ・より安全な選択肢がある場合は、危険な状況に住むことに対し、人びとに注意喚起する。

#### 8. 難民に、依存の文化を生み出させないようにし、持続的な解決策を促進する。

- ・大規模キャンプや半定住的キャンプはどうしてもやむを得ない場合にのみ設置し、できる限り、安全と元の地域からの距離との適切なバランスが取れるようにする。
- ・現地で入手可能な、なじみのある建築資材を使用し、家族が自分たちで修繕を行い、外部からの援助に依存しないようにすることで、苦痛を避けることができる。
- ・永続的な解決策として、難民の早期帰還と再定住を促進し、出身地に帰還を望む家族でそれが可能なものには、支援を提供する。
- ・サービスがキャンプだけでなく、帰還先でも提供されるようにする。
- ・支持的社会構造が損なわれないように注意を払う。

#### 主な参考資料

1. Active Learning Network for Accountability and Performance in Humanitarian Action (ALNAP) (2003). 'Participatory Habitat and Shelter Programmes'. In *Participation by Crisis-Affected Populations in Humanitarian Action: A Handbook for Practitioners*, pp. 295-314.  
[http://www.odi.org.uk/ALNAP/publications/gs\\_handbook/gs\\_handbook.pdf](http://www.odi.org.uk/ALNAP/publications/gs_handbook/gs_handbook.pdf)
2. IASC (2005). *Guidelines on Gender-Based Violence Interventions in Humanitarian Settings*. Action Sheets 7.1, 7.2, 7.3 on settlement and shelter, pp.53-60. Geneva: IASC.  
[http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf\\_gender/gbv.asp](http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf_gender/gbv.asp)
3. Sphere Project (2004). *Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response*. Minimum Standards in Shelter, Settlement and Non-Food Items, pp.203-249. Geneva: Sphere Project. <http://www.spheredproject.org/handbook/index.htm>
4. UN Habitat (2003). Toolkit for Mainstreaming Gender in UN-Habitat Field Programmes.  
[http://www.unhabitat.org/downloads/docs/1267\\_94527\\_Iraq\\_Gender.pdf](http://www.unhabitat.org/downloads/docs/1267_94527_Iraq_Gender.pdf)
5. UNHCR Handbook for Emergencies (2000). Chapter 1.  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/publ/opendoc.pdf?tbl=PUBL&id=3bb2fa26b>
6. UNHCR Environmental Guidelines (2005). [www.unhcr.org/environment](http://www.unhcr.org/environment)
7. UNHCR Tool for Participatory Assessment in Operations (2006).  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/publ/opendoc.html?tbl=PUBL&id=450e963f2>
8. Women's Commission on Refugee Women and Children (2006). 'Beyond firewood: Fuel alternatives and protection strategies for displaced women and girls'.  
<http://www.womenscommission.org/pdf/fuel.pdf>

#### プロセス指標の一例

- ・地域の各集団、特に女性が、避難所の設計と配置、および建築資材の選定に参画すること。
- ・自分で避難所を建築することが出来ない人びとには、避難所建築の支援を行うこと。
- ・避難所はプライバシーを最大限に確保し、過密状態を最小限に抑える形で構成すること。

#### 例：2004年リベリア、2006年東ティモール

- ・東ティモール（2006年）、リベリア（2004年）、その他数件の非常事態において、共有部分を取り囲むU字型の避難所に10～20世帯を収容することで難民のプライバシーが高められた。
- ・プライバシーを強化するために、避難所はお互いに角度をつけて配置された。ひとつの避難所の入り口が別の避難所の入り口とまっすぐ向かい合うことはなく、ひとつの避難所が別の避難所の眺めを直接遮ることはなかった。それぞれの避難所は共有部分に面しており、そこには調理場や遊び場が設置され、日陰の確保と環境保護のために木が残され、コミュ

ニティが清掃を行っていた。

- それぞれの避難所には物置、洗濯場、家庭菜園、調理に使われる個別の裏庭があった。給水所とトイレは近くに設置され、GBVのリスクを防ぐために共有部分から見えるようにしてあった。

## アクションシート 11.1

社会的な個々の配慮(全ての人の尊厳を保った、安全で文化的に適切な利用可能性)を水および公衆衛生の提供に取り入れる。

活動領域： 水および公衆衛生

段階： 最低限の対応

### 背景

非常事態の際には、清潔な飲み水と、安全で、被災地の文化にも適合する、清潔な公衆衛生施設を供給することがなによりも重要である。これは生存のためのみならず、尊厳の意識を取り戻すためにも重要である。人道支援は、そのやり方によって影響を受けた集団に重大な影響を及ぼす。地域住民が参加型アプローチで支援に携わることによって、地域社会の結束を生み、人びとにコントロール感を取り戻させることができる。

水と公衆衛生の支援は、やり方によっては、被災者の精神保健・心理社会的健康を改善することにも悪化させることにもなる。被災地によっては、照明が弱く、鍵のかからないトイレが、性別に基づく暴力(性的暴力を含む)の場所となったケースがあり、またほかのケースでは、水の供給場所での争いが苦痛の元になっている。水と公衆衛生の提供に関連して過去に経験されたトラブルの一部は被災地の文化に由来するものである。たとえばアフガニスタンでは、婦人用の独立したトイレがないのが一番の心配だと女性たちが訴えている。身体のどの部分でも人目にさらすことは罰をうけるべき罪であり、自分の家族に恥と不名誉をもたらしかねないというのだ。

Sphereハンドブックは、非常事態下での水と公衆衛生の提供について総括的な基準の概略を述べている。下記に概略を記した主な行動は、こうした基準を満たす活動に関連のある社会的配慮についての指針となるものである。

### 主な行動

1. きれいな水と下水整備、公衆衛生を推進するにあたっての事前評価に社会的な問題、文化にかかわる問題を含めて考える。

多くの国では、厳格な文化的規範、タブーが、トイレの使い方や排泄物の処理にも影響している。

文化的規範に注意を怠ると、トイレや給水所を作つても全く使われないとといったことにもなりかねない。死体の始末に使われたかもしれないという理由で給水所やトイレが使用されない例もある。社会的、文化的規範に注意を向けることは、慣れない環境や、変わったやり方で日常の仕事をすることの苦痛を最小限に抑えるのに役立つだろう。こうした理由から、事前評価チームは、水と公衆衛生供給の核心をなす技術的な専門性を持っているだけでなく、緊急対応の持つ心理社会的側面にも精通していなければならない。

2. 特に女性と、そのほかリスク状態にある集団が、評価・計画・実行に参画できるようにする。

- ・トイレ(および可能であれば給水所と入浴避難所)の場所や構造の決定には、影響を受けた集団のメンバー、特に女性、障害者、高齢者を参加させる。これは設備を急がなければならないなどの理由から、いつの場合も可能というわけにはいかないかもしれないが、地域社会と相談することは、例外というより、通常行わなければならないことなのである。

- ・水と公衆衛生の提供を監督・管理する業務主体を設置する。これを行うのに有用な手段は、地域社会から選ばれた土地の人たちから成り、影響を受けた集団の小グループで構成する、男女のバランスのとれた、「水委員会」を立ち上げるのに便宜をはかることがある。

- ・水委員会を促進して、(a) 尊厳に満ちた水・公衆衛生の供給に積極的に取り組ませる、(b) 支援機関に対する依存度を減少させる、(c) 設備を適正に使用、維持することにつながる、

所有感を持たせること。水委員会に報奨金をだすことと、使用料の徴収も検討する。ただし、両方ともプラスに働く場合とマイナスに働く場合があり得るので、地域の背景事情によって慎重な判断が必要であることを覚えておく。

### 3. 水・公衆衛生供給活動のすべてにおいて安全と保護を強化する。

- ・適切な給水所が、移動が不自由な脆弱な集団も含めて、全世帯から近く、利便性ある場所にあることを確実に実現する。
- ・給水の待ち時間は、子どもの通学など基本的な生活行動の妨げになることのない、短いものに抑える。
- ・トイレと入浴場の区域はすべて安全が確保され、可能であれば十分な照明がなされることを確実に実現する。男性と女性の警備員を置くこと、たいまつや石油ランプなども、安全を高める簡便な方法である。
- ・トイレと入浴設備はプライバシーが保たれ、土地の文化の面からも受け入れうるものであること、井戸は覆いをかけ、子どもに危険がないようになっていることを確実に実現する。

### 4. 紛争を防ぎ、起きた場合は建設的なやり方で処理する。

- ・難民が流入してきた場合、受け入れ側の地域社会に対する水の供給を減らすのを避け、そのために水をめぐる緊張が生まれることを避ける手段を講じる。
- ・水委員会あるいは、地域社会のほかのグループに、紛争を防ぎ処理するシステム、たとえば世帯間で水汲み回数のローテーションを行うなどの方法で紛争を防止、処理するシステムを作るよう依頼し、水場での争いを防止する。
- ・隣接する難民同士の争い、あるいは難民と元からの住民との間の争いは、双方が協力して共有の井戸を掘ることを勧めて、争いを少なくする努力を考える。

### 5. 一人一人の衛生、社会全体の衛生維持を推進する。

- ・女性に、生理帶あるいは他の処置材料を入手できる機会を与える（これが不足すると非常なストレスを生じる）、かつ、それを洗って乾かす適当なスペースを与える。これを洗う特別な場所について女性と相談し、また、デザインについても技術的な助言を与える。水の供給の関係で洗うことができない場所では、何か代わりの生理用品を支給しなければならない（指針については、*IASC Guidelines for Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Settings*のアクションシート7.4を参照のこと）。
- ・地域社会の清掃キャンペーンと、衛生の基本についての情報連絡を促進する。
- ・女性、男性、子供、障害者、高齢者から得た助言に従って、石鹼やその他衛生用品を配布する。
- ・子供たちがお互いに楽しむ、食前のグループ手洗いなど、子供から子供への水・公衆衛生活動を始める。これは学校でも実行可能であり、子供に配慮したスペースが機能していればそこでも実行可能である。

### 6. 水供給・公衆衛生設備を地域全体でモニタリングし、結果のフィードバックを促進する。

- ・地域共同体で安全を追跡し、どういう状態かを確認して、地域社会の懸念事項に対応できるようにする。関係者が水委員会あるいは水・公衆衛生の責任機関に問題点や懸念事項を報告できるよう、フィードバックの仕組みが必ず存在するようにする。このメカニズムは影響を受けた集団に、どんな設備やサービスを期待できるかを常時知らせるのに

も使うことができる。

- ・清潔な設備があることは関係者の人間としての尊厳を回復するのに役立つので、場所も設備も清潔で、維持管理も行き届いていることを常にチェックする。
- ・子どもや、リスク状態にある集団（第1章参照）も含めて、彼らが水・公衆衛生支援の使いやすさ、支援の質をどう認識しているか、また彼らの心配していることは何か、また、彼らの提案を聞いてみる。

### 主要参考文献

1. Active Learning Network for Accountability and Performance in Humanitarian Action (ALNAP) (2003). 'Participation and water/sanitation programmes'. In: *Participation by Crisis-Affected Populations in Humanitarian Action: A Handbook for Practitioners*, pp.275-294.  
[http://www.odi.org.uk/ALNAP/publications/gs\\_handbook/gs\\_handbook.pdf](http://www.odi.org.uk/ALNAP/publications/gs_handbook/gs_handbook.pdf)
2. IASC (2005). *Guidelines on Gender-Based Violence Interventions in Humanitarian Settings*. Action Sheet 7.4: Provide sanitary materials to women and girls, p.61. Geneva: IASC.  
[http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf\\_gender/gbv.asp](http://www.humanitarianinfo.org/iasc/content/subsidi/tf_gender/gbv.asp)
3. Jones H. and Reed B. (2005). *Access to Water and Sanitation for Disabled People and Other Vulnerable Groups*.  
<http://wedc.lboro.ac.uk/publications/details.php?book=1%2084380%20079%209>
4. Sphere Project (2004). *Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response*. Minimum Standards in Water, Sanitation and Hygiene Promotion, pp.51-102. Geneva: Sphere Project. <http://www.spheredproject.org/handbook/index.htm>
5. UNHCR. (2000). *Handbook for Emergencies*.  
<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/3bb2fa26b.pdf>
6. University of Wisconsin, Emergency Settlement Project (1996). *Topic 14 – Environmental Health: Water, Sanitation, Hygiene, and Vector Management*.  
<http://dmc.engr.wisc.edu/es96/Environhealth.html>

### プロセス指標の一例

- ・月例のフォーカスグループディスカッションでは、女性の三分の二以上が、供給された衛生施設の安全とプライバシーに満足の意を表明すること。
- ・女性、男性双方を含む水委員会を設置し、定期的に会議すること。
- ・受け入れ側と難民社会との間の紛争が報告されていないこと。

### 事例：パキスタン、2005年

- ・2005年に北西辺境州で起きた地震への対応時、国際NGOが、覆いで覆った特別な区域を設けて、女性たちが、そこで外部から見られることなくトイレに行き、水浴びし、子供たちを洗い、衣服を洗濯し、生理帯を洗うことができるようとした。
- ・これらのスペースにより、文化的規範が配慮された安全な環境のなかで、女性たちは集まり、話し合うことができるようになった。
- ・女性たちは、このおかげで、難民キャンプで暮らすストレスや不安が大幅に軽減されたと言っている。

非常事態における精神保健・心理社会的支援に関するIASCガイドラインは、世界各地の様々な機関やサービス実践者の見解を反映したものであり、人道上の非常事態に際し適切に対処する方法に関する有益な情報を組織および人びとに提供しようとするものである。

個々のアクションシートでは、精神保健・心理社会的支援に関して有用な指針を提供し、下記の分野を取り上げた。

#### 連携・調整

事前評価、モニタリング、事後評価

保護および人権基準

人的資源

地域社会の動員および支援

保健医療サービス

教育

情報の発信

食糧安全保障および栄養

避難所および配置計画

水および公衆衛生

本ガイドラインには、緊急計画の指針、非常事態の初期時に取るべき行動、回復・復帰段階で必要となる包括的対応を併記したマトリックスが掲載されている。このマトリックスは、連携・調整、協力、提言・アドボカシーの各活動に利用できる有益なツールとなる。同マトリックスでは、非常事態における不可欠の初期対応に関し、その実施程度を把握調査する際の枠組みが提供されている。

本ガイドラインには、全ガイドラインと参考資料の電子版を収録した付録CD-ROMが添付されている。

Inter-Agency Standing Committee (IASC) 発行の本ガイドラインによって、人道活動者は、非常事態における効果的な対処に関し、関係機関間、多分野間の有用な指針およびツールを得ることができる。

---

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）  
健康危機管理体制における精神保健支援のあり方に関する研究

平成 19 年度総括・分担研究報告書

発行日 平成 20 (2008) 年 3 月

発行者 主任研究者 鈴木友理子

発行所 国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

---